

人愛幸せを求めて⑤

2003~2012
国連識字の10年

すべての人々に教育を

男女共同参画社会の実現に向けて

女性を取り巻く環境は向上しているのでしょうか

平成16年(2004年)に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」では、社会全体で見た場合の男女の地位について、74%の人が「女性より男性の方が優遇されている」という結果が出ました。この割合は平成7年(1995年)の調査では76%であり、9年経過してもあまり変化がありません。皆さんの、まわりの環境はいかがでしょうか。

「既に女性の権利は十分に保障されている」と言われることもありませんが、職場をみると、

- ・男女間の賃金に格差がある
- ・パートタイムで働く人の多くは女性
- ・管理職の多くは男性が占める

などのように、職場における女性の役割はあまり変わっていないのではないのでしょうか。

平成15年(2003年)に制定された「次世代育成支援対策推進法」では、次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つために、地域における子育て支援、仕事と家庭の両立などの環境整備を図るなど、地方公共団体や大企業などに「次世代育成支援行動計画」の策定を義務づけました。市では今年の3月に「次世代育成支援行動計画」を策定しました。

このような環境づくりを進めることは、男女がともに育児や介護を行いながら、安心して働き続けることにつながります。

男女の能力がともに発揮できる職場づくりのために、それぞれがふりかえってみましょう。

(人権啓発広報編集委員会)



人権標語

(小学1年生の作品)

したくない されたくないよ なかまはずし

うまい話にご用心!!

4

消費生活相談

最近市内では多種多様な架空請求が横行しています。ご注意ください!

《相談内容》

突然、「大至急当局までご連絡ください。」ご連絡なき場合、給与差し押さえおよび、動産物・不動産物差し押さえを強制執行させて頂きます。(株)債権機構」と書かれたはがきが届きました。自分には覚えがありません。どうすればよいのでしょうか。

《アドバイス》

市では、架空請求による相談が年々増えていきます。身に覚えがなければ支払う必要はないので、無視しましょう。不安であれば、警察にも相談しておくといよいでしょう。

これらは、正当な債権回収に見せかけ、消費者の勘違いを利用して集金するものです。

慌てて業者に電話などをすると、住所や電話番号などの

身に覚えのない請求のハガキが届いた

個人情報や聞かれ、しつような督促や新たな悪質商法に巻き込まれることもあります。裁判所からの支払督促や、小額訴訟の呼出状は、「特別送達」で送付され、郵便職員による手渡しが原則になっています。はがきなどと同じように郵便受けに投げ込まれることはありません。

突然のはがきや、脅すような文章、内容で不安になっても、一人で判断せず、まずは家族や消費生活相談室へ相談しましょう。

消費生活相談室

08486410

とき 土・日曜日、祝日を
除く 月～金曜日
10時～16時

ところ 市役所本庁(5階)

今月から、巡回相談を行います。

5日(金) 14時～16時 本郷支所
26日(金) 14時～16時
9月9日(金) 10時～12時

久井保健福祉センター
大和人権文化センター

問い合わせ先 商工振興課

(0848) 6072
084864103